

新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月2日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第1号

新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

第1条 新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程(昭和46年水道局管理規程第11号)

の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)に次のように加える。

接触手当	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。)第2条に定める家畜伝染病(特に総合的に発生 の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があ る家畜伝染病に限る。)のまん延を防止するために行う家 畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消 毒の作業に従事した職員	1日380円
------	---	--------

同表備考に次のように加える。

3 家伝法第2条に定める家畜伝染病のうち、特に総合的に発生
の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があ
る家畜伝染病とは、次に掲げる家畜伝染病をい
う。

- (1) 口蹄疫
- (2) 豚熱
- (3) アフリカ豚熱
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ
- (5) 低病原性鳥インフルエンザ

第2条 新潟市水道局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）接触手当の部に次のように加える。

上記の作業のうち、著しく危険である作業に従事した職員	1日760円
----------------------------	--------

同表備考に次のように加える。

- 4 家伝法第2条に定める家畜伝染病（特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業うち、著しく危険である作業とは、牛又は豚のと殺の作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定は、令和5年1月1日から適用する。